**（　　　　　　　　　　　　）消　防　計　画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. **日常の防火対策** | | | |
| 防  火  管  理  者  の  業  務 | 消防計画の作成、変更及び届出  　防火管理者　　　　消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施  職名（氏名）　　　建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査の実施及び監督  　　　　　　　　　　消防用設備等の点検整備の実施及び監督  　　　　　　　　　　火気の使用又は取扱いに関する指導監督  　　　　　　　　　　管理権限者に対する助言及び報告  　　　　　　　　　　収容人員の適正管理  　　　　　　　　　　従業員に対する防災教育の実施  　　　　　　　　　　火元責任者に対する指導及び監督  　　　　　　　　　　その他防火活動上必要な業務 | | |
| 火  気  管  理 | ●　階・用途毎の火元責任者は次による。場　所（責任者）  　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）  　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　）  ●　火元責任者は、全ての火気設備について点検・管理を行う。  ●　工事中の火気使用の制限及び立会いなどの安全計画の策定。 | | |
| 避  難 | ●　階段、廊下、出入口等には物品を置かない。  ●　防火戸、防火シャッターは正常に作動するか確認する。  ●　収容人員に応じた安全な避難管理を行う。　　　　　　　　　（最大収容人員　　　　　名） | | |
| 消  防  用  設  備  等 | ●　消防用設備等の機器点検を６ヶ月毎、総合点  検を１年毎に実施する。  ●　点検結果を１年（３年）に１回　　月に別海消防署へ報告する。  ●　上記点検は（自社・委託）で行う。  　（委託先業者名　　　　　　　　　　　　　） | □　消火器 | □　自動火災報知設備 |
| □　非常ベル | □　漏電火災警報器 |
| □　誘導灯 | □　消防機関へ通報する火災報知設備 |
| □　誘導標識 | □　屋内消火栓設備 |
| □　避難器具 | □　パッケージ型消火設備 |
| □ | □ |
| □ | □ |
| 訓  練 | ●　自衛消防隊が、災害時、速やかに活動をおこなえるように訓練を実施する。   * 通報訓練―館内の電話、消防機関へ通報する火災報知設備による１１９番通報訓練 * 消火訓練―水バケツ、消火器、屋内消火栓設備の操作訓練 * 避難訓練―自動火災報知設備・非常ベル、放送設備、避難器具の操作訓練及び避難経路の確認   ●　避難訓練及び消火訓練を年２回以上実施する。  ●　訓練を行う場合は、消防署に届出し、結果を報告する。 | | |

※　本計画は、見やすい場所に掲示すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **②火災（災害）時の対応** | | | | |
| 自  衛  消  防  組  織 | 通報担当　　　（大声、館内放送）みんなに知らせる。  自衛消防隊長　　　職名（氏名） １１９番する。  職名（氏名）  ポイント  火事か･救急か、住所・名称、目標物、何が燃えているか。通報した電話番号、通報した人の名前  　　　　　　　　　職名（氏名）  初期消火担当　　 消火器を使用する。  ポイント   1. ピンを抜く。 2. ホースを向ける。 3. レバーを握る。   職名（氏名）  夜間の連絡先  ℡  職名（氏名）  　　　　　　　　　　　　　　　　　 天井へ燃え移ったら消火を中止し避難する。  　　　　　　　　　避難誘導担当　　 避難器具の使用も考え、安全な場所へ誘導する。  職名（氏名）  ポイント  ★物品持ち出しよりも、まず避難！指示は命令調で！  ★ハンカチ等を口に当て、低い姿勢で避難。  ★非常口へ誘導し「ここから逃げてください！」  ★防火戸を閉める。  職名（氏名） | | | |
| 夜間、休日における自衛消防組織編成表 | | | |
| 通報  消火  夜間勤務人員  名  避難 | | | |
| 緊急連絡先 | 火災・救急 | １１９ | 地震時対応 | １　あわてて屋外に飛び出さない。（ガラスの落下に注意）  ２　火元責任者は、担当区域の火気設備等の確認を行い、異常がある場合は報告する。  ３　人員を掌握し、安全な場所へ避難させる。  　　避難場所（　　　　　　　　　　　　）へ誘導する。  ４　ラジオ、テレビ等から情報を集める。  　　（緊急以外の電話は使用しない。）  ５　その他、被害の防止、軽減に努める。 |
| ガス会社 | － |
| 石油会社 | － |
| 夜間連絡先 | － |
| 適用範囲及び  適用時期 | | この計画は　　　　　　　　　　　　　　に勤務し、又は出入りする全ての者に対して適用し令和　　年　　月　　日から実施する。 | | |